

就学援助費(医療費)について

～必ずお読みください～

学校の健康診断等で、下記の病気であると診断された場合、またはお子さんの健康状態からその病気が疑われる場合の治療費について、市が援助します。

◆医療費援助の対象になる病気

- ・ トラコーマ、結膜炎（アレルギー性結膜炎は対象外）
- ・ 中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド（急性副鼻腔炎、アレルギー性副鼻腔炎は対象外）
- ・ 白癬（しらくも、たむし、水虫）
- ・ 疥癬、膿疱疹（とびひ）
- ・ むし歯（歯肉炎、ブラッシング指導（むし歯予防）、歯石除去などは対象外。）
- ・ 寄生虫病（虫卵含有を含む）

◆医療機関受診の方法

1. 医療機関を受診する前に、必ず学校から医療券を受領してください。薬を処方してもらう場合は、医院用と薬局用2枚の医療券が必要です。
2. 医療券を持って医療機関へ行き、受診してください。
※持参せず受診した場合は保護者負担となります。

◆医療券発行期間

4月1日から翌年の3月31日まで

◆医療費援助の対象期間

- (1) 4月30日までに就学援助の申請をした場合
4月1日から3月31日までの医療費が援助の対象になります。
- (2) 5月1日以降に就学援助の申請をした場合
申請した翌月の1日から3月31日までの医療費が援助の対象になります。

◆注意事項

1. 下記の場合は保護者負担となります。
 - (1) 医療券を持参せず受診した場合
※持参せず受診した結果、医療費援助の対象になる病気と診断された場合は、医療券を発行しますので、早急に医療機関で返金の手続きをしてください。
 - (2) 医療費補助の対象ではない病気や治療内容の場合
 - (3) 準要保護として認定されなかった場合
※4月にさかのぼって、医療費をお支払いいただきます。
2. 医療費援助の対象になる病気で受診する場合、医療券が優先されますので、他制度の受給者証（ひとり親医療費助成制度、子ども医療費助成制度又は重度心身障害者助成制度など）は使用しないでください。